

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

平成30年10月
国土交通省
住宅局建築指導課

1. 背景

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号において、都道府県又は市町村は、耐震改修促進計画において、沿道建築物について耐震診断及び耐震改修を促進することが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等に関する事項を記載することができることとされている。

ここで、当該道路に接する通行障害建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物）であって既存耐震不適格建築物であるものについては、その所有者に当該建築物の耐震診断及び所管行政庁に対する耐震診断結果の報告が義務付けられている。

現在、通行障害建築物の要件は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第4条において、高さが「前面道路の境界線までの水平距離＋前面道路の幅員の2分の1（道路幅員が12m以下の場合は6m）」を超えるものとされている。

2. 改正概要

通行障害建築物の要件に、それに附属する塀（前面道路に面する部分の長さが25m（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合（※1）においては、8m以上25m未満の範囲において国土交通省令で定める長さ（※2））を超えるものに限る。）のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合（※1）においては、2m以上の範囲において国土交通省令で定める距離（※2））を加えたものを2.5で除して得たものを超える建築物を追加する。【令の一部改正】

※1 地形、道路の構造その他の状況によりこれらによることが不適当である場合として、知事等が規則で定める場合とする。【建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「施行規則」という。）の一部改正】

※2 知事等が規則で定める長さ又は距離とする。【施行規則の一部改正】

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成30年11月中

施行 平成31年1月1日